

平成26年3月12日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 松 田 俊 和 6番 岡 光 廣 7番 吉 富 隆 8番 大 川 隆 城 9番 林 眞 敏 10番 中 山 五 雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 八 谷 伸 治 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健康福祉課長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生涯学習課長 吉 田 淳 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成26年3月12日 午前9時30分開会（開議）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案審議 | |
| | 議案第1号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第5号 | 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第6号 | 上峰町老人保健福祉計画審議会設置条例を廃止する条例 |
| 日程第6 | 議案第7号 | 上峰町総合福祉計画審議会設置条例 |
| 日程第7 | 議案第8号 | 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第9号 | 上峰町農村婦人の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第10号 | 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第11号 | 上峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第12号 | 上峰町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第13号 | 上峰町都市公園条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第14号 | 上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第15号 | 上峰町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第16号 | 上峰町歴史公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第17号 | 上峰町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第18号 | 上峰町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第24号 | 平成26年度上峰町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第25号 | 平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第26号 | 平成26年度上峰町土地取得特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第27号 | 平成26年度上峰町農業集落排水特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第28号 | 三神地区環境事務組合理約の変更に係る協議について |

日程第23 議案第29号 訴えの提起について

日程第24 議案第30号 上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例

午前9時28分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第1号

○議長（中山五雄君）

日程第1. 議案審議。

議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（碓 勝征君）

参考のために郡内、基山町、みやき町、吉野ヶ里は神埼でございますけれども、現行の代表と議選の報酬額、わかればちょっと教えてもらいたいと思いますが。

○総務課長（池田豪文君）

代表監査委員さんの報酬についてでございますが、みやき町につきましては月額150千円でございます。基山町につきましては年額の281,500円、吉野ヶ里町につきましては年額の418,800円ということになっております。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

済みません、基山町をもう一回教えてください。ちょっとよくわからんやった。

○総務課長（池田豪文君）

基山町は281,500円でございます。年額でございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

碓議員いいですか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかありませんか。

○1番（原田 希君）

この消防団員さんの報酬の引き上げということで、これは大変団員の皆さんの今後の活動意欲もさらに高まるんじゃないかなというふうに思うんですが、1点ちょっと御質問したいのが、以前、私、消防団員さんの報酬は年間1千円ということで、これは引き上げをぜひ検

討していただきたいということで御質問をさせていただいたと思うんですけど、そのときの答弁の中で、消防団員さん、基本、崇高なボランティア精神のもとで活動をされているということで、その時点では余りそういった引き上げを考えていないような答弁だったと思うんですが、今回この報酬の引き上げを決断された理由というのはどういうことかということでお尋ねをいたします。

○総務課長（池田豪文君）

それは1つには、消防団員の処遇の改善ということがございます。それとまた、県内の市町を見比べてみましても本町の場合が極端にやっぱり安価であったと、そういったところを鑑みましたところで検討を重ねてまいったわけでございますが、このたび改正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

これに関して、例えば、団員の皆さんとか団長、副団長の方々の御意見等、聞かれたかどうかお尋ねいたします。

○総務課長（池田豪文君）

消防の幹部会議を年間4回、5回程度行うわけでございますが、その際に出席者が正副団長、それに各部の部長、副部長が出席されますけど、そのときに御意見も拝聴しております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

原田議員いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第1号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第2号

○議長（中山五雄君）

日程第2. 議案審議。

議案第2号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○2番（寺崎太彦君）

済みません。この中の勤勉手当の算定方法はどのようになっているのでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

勤勉手当につきましては、本俸がございまして、本俸に扶養手当、それを加えたものに勤勉手当の率を掛けて算定をいたします。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

寺崎議員いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかありませんか。

○7番（吉富 隆君）

ちょっと教えていただきたいのが残業の算出方法、それちょっと教えていただけないですか。

○総務課長（池田豪文君）

超過勤務手当でございますけれども、改正前につきましては、分母を1週間の勤務時間、38.75時間掛けるの52週が分母となります。そして、分子が給料の月額掛けるの12カ月ということで割り戻しまして1時間当たりの単価を算出するようになっております。これが改正前の分でございます、今回改正をお願いしました分につきましては、分母の38.75時間掛けるの52週を1日の勤務時間、7.75時間掛ける祝日の日数で引きまして、分子につきましては同様に、給与月額掛けるの12カ月ということで、1時間当たりの単価を算定するように改めるものでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

済みません、分母のほうをもう一回ちょっと聞き取れんやっただけんお願いいたします。

○総務課長（池田豪文君）

済みません。分母の改正後について申し上げますと、38.75時間掛けるの52週、その分を1日の勤務時間、7.75時間掛けるの祝日の日数で差し引きまして、それが分母となります。分子につきましては、給与月額掛けるの12カ月。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第2号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第3号

○議長（中山五雄君）

日程第3. 議案審議。

議案第3号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第3号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第5号

○議長（中山五雄君）

日程第4. 議案審議。

議案第5号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第5号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第6号

○議長（中山五雄君）

日程第5. 議案審議。

議案第6号 上峰町老人保健福祉計画審議会設置条例を廃止する条例。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第6号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第7号

○議長（中山五雄君）

日程第6. 議案審議。

議案第7号 上峰町総合福祉計画審議会設置条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（林 眞敏君）

第3条の審議会委員20人以内で組織するというので、(1)から(5)まで委嘱されておりますけれども、これはそのほかにいろいろ委嘱された方がおりますけれども、これとの競合というのはありますか。それとも現在、大体どういう方たちを委嘱しようとしているかということ、これについて教えていただきたいと思っております。

○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいまの御質問がどういう方をというような御質問でありますけれども、現在まだこれが通りまして、あと町長とも相談しながら実質的には決めていきたいと思っておりますけれども、今までの福祉の老人保健のほうの審議会というのがありまして、そちらのほうにつきましては、例えば、保健福祉事務所の所長、あるいは町の教育委員長、それから、福祉関係の機関、例えば、野菊の里の施設長というような老人保健福祉計画のほうにはそういう方々

が入っておりました。それを踏まえまして今回の委員の委嘱をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

お尋ねでございますが、林議員さんの関連でございます。

第3条の中の第2番目の学識経験者というものはどういう人を指すのか、お教えを願いたい。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先ほどの部分の続きなんですけれども、老人保健福祉計画、今まであった部分につきましては、その学識経験者ということでお願いしましたが、まず1つが病院の先生、平井先生ですけれども、平井先生をお願いしております。それから、前委員の倉本さんということで老人保健福祉計画のほうでは依頼をしております、今回もそれを踏まえましてお願いしたいと思っております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

本当に福祉の充実という面から見まして、非常にいろいろな問題等々が起きているようでございますので、しっかりした人材を選んでいただきたいというふうに思います。

やはり福祉というものは、今後、非常に高齢化が進む中で、きちっとした形を町としてもっていただきたい。法の問題もございますので、一般質問等々もできない部分もあるようでございますので、そこら辺についてはきちっとした形をとっていただきたいというふうに思いますので、その点についてよろしく願いをしておきたい。

○健康福祉課長（岡 義行君）

今回の総合福祉計画ということで設置をさせていただきますので、今後この福祉計画にのっとりまして福祉のほうを充実していきたいと思っております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

ぜひともそういうことでお願いをしたいと同時に、福祉課が福祉協議会に移管する部分が多々多くあるんですね。そういったことも含めたところで意見が出るような人材を充てていただきたいというふうに思います。

やはりこの問題につきましては、いろいろな問題等々あると思いますが、要するに運動公園、おたっしゃ館、授産施設の建設に当たっては行政が軸になってつくってきているわけで

すよね。名義的には社会福祉協議会という名称になっておりますが、我々もそこにタッチして議決を経てますので、責任というものも議会にもあると僕は思っていますので、よくよく考えて、そういったことのないようなことでやっていかないと、今いろいろなうわさが飛び交っております。そういうことのないようにしてもらわないと非常に困るわけですよ。我々としても法の縛りがあるので中身については質問ができないというふうになっているようでございますので、ぜひとも配意をきちっとした形でお願いを強く要望しておきたいというふうに思います。

○議長（中山五雄君）

答弁要りませんか。（「はい、要りませんよ」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

○1番（原田 希君）

第9条の費用弁償ですけど、この金額を教えてください。

○健康福祉課長（岡 義行君）

費用弁償につきましては、先ほどの議案第1号のほうで改正をお願いしまして、1回1千円ということで、本年度、26年度予算的には120千円を計上しております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかありませんか。

○8番（大川隆城君）

先ほど来出ております第3条の関係でございますが、人数的には20人以内ということでございますけれども、1番から5番までに該当されるそれぞれの方々的人数配分といいますかね、何人ずつというふうなことがもし決められているとすれば教えていただきたいと思ます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

その件につきましても、人数というのはまだはっきりは決まっておりません。

以上です。

○8番（大川隆城君）

人数配分についてはこれからだということと思いますが、できるならですね、先ほど来いろいろ御意見出ておりますように、やはり関係する方々を多くお願いをしていくのがベターかと思ますので、その辺の御配慮をお願いしておきたいと思ます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第7号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第8号

○議長（中山五雄君）

日程第7. 議案審議。

議案第8号 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第8号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第9号

○議長（中山五雄君）

日程第8. 議案審議。

議案第9号 上峰町農村婦人の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○9番（林 眞敏君）

議案第9号の、まず1つは町内外というのをなくされたということはわかります。あと、金額の変更ですけれども、これは消費税対応ですか、それとも、もう1つはこれを上げなかった場合にどのような影響が出るのかと。消費税として利用者から徴収をする、徴収をしたのは今度逆に言えば国庫に消費税分を納めるとか、そのあたりですね、あるいは電気料が上がるから電気料、これについてどうしても必要であるということなのか、例えば、不動産の売買等は消費するものじゃないから消費税はつかないと、ずっとなりますけれども、この点についてちょっと、この議案第9号だけじゃないかもわかりませんが、そのあたりをちょっと、消費税が上がるから端的に上げるのか、あるいは消費税は上がっても利用料を上げなくて済むのかということについて説明をお願いしたいと思います。

○企画課長（北島 徹君）

この件に関しましては、消費税を転嫁するという事で、消費税を課さないことになっているもの以外につきましては、地方公共団体におきましても消費税を転嫁するということによって、国のほうからの通達も参っておりますので、今回消費税を課すということにいたしましたものでございます。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

納得ができました、国からの指示ということで。これは、もし上げないという選択はできないわけですね。もう一回お願いします。

○企画課長（北島 徹君）

できないことはないとは思いますが、ただ、国を挙げて社会保障、そういうものの財源として消費税を上げるということになっておりますので、それを否定するような形で上げないというのはなかなか難しいだろうというふうに思っております。

ですので、制度上そういうふうになっておりますし、また次には10%というお話もありますので、今回上げさせていただいております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第9号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第10号

○議長（中山五雄君）

日程第9. 議案審議。

議案第10号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第10号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第11号

○議長（中山五雄君）

日程第10. 議案審議。

議案第11号 上峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第11号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第12号

○議長（中山五雄君）

日程第11. 議案審議。

議案第12号 上峰町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第12号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第13号

○議長（中山五雄君）

日程第12. 議案審議。

議案第13号 上峰町都市公園条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第13号の質疑を終結いたします。

日程第13 議案第14号

○議長（中山五雄君）

日程第13. 議案審議。

議案第14号 上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第14号の質疑を終結いたします。

日程第14 議案第15号

○議長（中山五雄君）

日程第14. 議案審議。

議案第15号 上峰町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第15号の質疑を終結いたします。

日程第15 議案第16号

○議長（中山五雄君）

日程第15. 議案審議。

議案第16号 上峰町歴史公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。

○4番（碓 勝征君）

今回、維持管理を企画のほうから文化課に移管するということのようにございますけれども、別表中に堤土墨関係の表示はございますけれども、今回、古墳公園ということの形になるようにございますけれども、表示されていないものをここに上げるということの経緯と申しますか、どういう形式になっているんですかね。

○文化課長（原田大介君）

堤土墨歴史公園につきましては、これは平成7年だったと思いますが、公園として整備しております。その折に上峰町歴史公園設置及び管理に関する条例を制定しております。これに古墳公園を今回うちの所管ということで加えるという内容でございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

課長のほうから説明を受けましたけれども、いわゆる御陵公園の表示自体がこういう例規集なりそういう面には表示されていないということですね。今回、宮内庁との協議等で都紀女加王の御陵については、それを尊重すべきということで、隣接の存在の御陵公園ですかね、通称御陵公園ということになっているわけですかね、それを今回、古墳公園ということでの名称変更という形になったようです。もう一回ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○文化課長（原田大介君）

御陵公園の名称でございますが、予算特別委員会の折にも御説明したかと思いますが、今回、3月中に古墳公園につきましては、都紀女加王墓とあわせたところで坊所バス停側の歩道に説明板を設置することとしております。その説明板の内容につきまして、一部陵墓であります都紀女加王墓に内容が及びますので、宮内庁と事前協議をさせていただいた結果、基本的には御陵という言葉が皇族のお墓という意味がございますので、そういった意味でちょっと御陵公園という名称が適切でないというか、といった趣旨の指導もあっておりますので、今回、古墳公園ということで正式な名称とさせていただくということでございます。

○4番（碓 勝征君）

経緯はわかりました。通称御陵公園、御陵公園ということで町民の皆様は承知されておると思いますので、できましたらそこら付近の経緯を若干書いてもらって広報紙等に御陵公園から古墳公園へ名称変更というふうなことはできないでしょうかね。

○文化課長（原田大介君）

今、議員御指摘の広報等でその名称、通称を正式名称に改めたという経緯も含めまして広報で周知していきたいと思っております。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第16号の質疑を終結いたします。

日程第16 議案第17号

○議長（中山五雄君）

日程第16. 議案審議。

議案第17号 上峰町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第17号の質疑を終結いたします。

日程第17 議案第18号

○議長（中山五雄君）

日程第17. 議案審議。

議案第18号 上峰町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第18号の質疑を終結いたします。

日程第18 議案第24号

○議長（中山五雄君）

日程第18. 議案審議。

議案第24号 平成26年度上峰町国民健康保険特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（林 眞敏君）

18ページをお願いします。

款の8、項の1、目の1、この中で委託料の13項めですけれども、これが4,920千円という事で計上されておりますけれども、これは人数で決められているのか、あるいはほかの組合の協会ですかね、これに対する金額である程度は決まっているということなのか、このあたりについて教えてください。

○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいまの特定健診の診査等の委託料につきましては、人数で決まっておるといえるのか、人数のほうで積算しましたところの4,920千円でございます。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

では、何名ぐらいの計上になりますか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

特定健診の部分につきましては、595件で積算しまして、ほかに保健指導というのも入っております。これは全体の希望者というか、対象者の約60%で積算しましたところの健診費用でございます。

なお、今年度、今の現在でいきますと50%をちょっと乗っている状況でございます。

以上です。（「はい、納得しました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

いいですか。ほかありませんか。

○2番（寺崎太彦君）

18ページの款の8の保健事業費の目の1の保健衛生普及費の中の節の12の役務費の中の後発医薬品利用差額通知発送費とありますけど、これはジェネリックのことだと思いますけど、これはジェネリックを使わなかった人に使ったほうがこれだけ安くなりますよとかいったことの発送なんでしょうか、この中身をちょっと教えてください。

○健康福祉課長（岡 義行君）

これの分については、ジェネリック医薬品のほうに転換できる方に転換していないということで、その中で12薬効を上げまして、それを使ったら費用が安くなりますよということでの医療費の抑制につながるための通知でございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかありませんか。

○8番（大川隆城君）

ただいまのジェネリック薬品関係でありますけれども、以前からなるべくジェネリック薬品を使われるように指導をしていただきたいという話はしてきておったかと思いますが、今現在どんなでしょうか、正確な数字は必要ないんですが、大体全体の何%ぐらいがジェネリックに移行されているのかがわかれば教えていただきたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

その件につきましても、この通知におきましての効果額というのが国保連合会のほうにも聞いたんですけれども、なかなかそれをつかめないというふうな状況で、現在のところ、その効果額というのはつかめていない状況でございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

聞いている範囲では各医療機関、病院ですよね、病院もこのジェネリックを使用されるこ

とについて、例の診察料というか、それに対してもプラスアルファがあることになっていると思います。ですから、当然、病院側もジェネリックでよろしい場合にはジェネリックを使いなさいよという指導はされているかと思いますが、やはり町としても先ほど課長言われたように、この医療費の抑制については、この辺からでもしていかなくちやなかなか抑制がきかない部分ありますから、少しでもするためにもこのジェネリックにかえていただくことでの指導といいますかPRといいますか、をしてもらいたいと思いますが、その辺についての取り組みはどういうふうにお考えかお尋ねします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

そのジェネリックの部分につきましては、基本的には本人の方がジェネリックを希望するというので医療機関なり薬局なりにそれを提示されまして、そのジェネリック——後発医薬品を使用できるということになっておりますので、年度当初、保険証の交付時期にそのジェネリック医薬品の使用ということでのステッカーなりを配布して、できるだけそういうふうな抑制のためにもお願いしている状況でございます。

以上です。（「よろしく願いしておきます」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかありませんか。

○4番（碓 勝征君）

今の後発医薬品の疾病の対象品目といいますか、品目と言えばなんですけど、例えば、血圧とかいろいろあるかと思いますがけれども、その対象品目の疾病の数といいますか内訳、そういうやつはわかりますかね。

○健康福祉課長（岡 義行君）

まず、疾病といいますか医薬品なんですけれども、強心剤、血圧降下剤、血管拡張剤、高脂血症用剤、副腎ホルモン糖尿病用剤、それから眼科病用剤、不整脈用剤、耳鼻科用剤、消化性潰瘍剤、鎮痛・消化剤というふうな品目で薬効を選びまして、それを抽出して通知をするということになっております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第24号の質疑を終結いたします。

日程第19 議案第25号

○議長（中山五雄君）

日程第19. 議案審議。

議案第25号 平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（碓 勝征君）

後期高齢者の特徴と普通徴収ということで分けてあります。この人員ですね、どのくらい
の人員がおられるかわかったら教えてください。

○健康福祉課長（岡 義行君）

今の現在の特徴、普徴の人員ですけれども、特徴で782件、普徴で260件であります。
以上です。

○議長（中山五雄君）

碓議員いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかありませんか。

○8番（大川隆城君）

高齢者関係が、とにかくこれも先ほどの健康保険と変わりませんように医療費がふえるこ
とをなるべく抑制することを考えていかなくちやならないというのがあるわけですが、その
ために予防的な措置といいますかね、いろんな予防措置につながる県のほうで、多分6項目
ぐらいですか、事業のお示しがあっている部分があると思いますが、町としては、新年度は
その辺についてはどういうふうに取り組むお考えかお聞きしたいと思います。ちょっとごめ
んなさい、私の説明が悪いけれども、とにかく高齢者の方がだんだん進まないようにとい
いますか、そういう予防措置的な対策のために県が示している事業が6項目か7項目あったか
と思いますが、それに対しての町の取り組みをどういうふうと考えてあるかお尋ねしたいと
思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先ほどの国保と一緒になんですけれども、後期高齢のほうでも先ほどのジェネリック医薬品
の使用ということで通知を連合会のほうから出されております。それから、後期高齢のほう
もなんですけれども、健診をしていただいているんですけれども、この健診率が後期高齢の
ほうは若干低うございまして、26年度からはなるだけ後期高齢の方も特定健診等に行ってい
ただくように勧奨をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

大川議員いいですか。（「はい、もういいです」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」
と呼ぶ者あり）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第25号の質疑を終結いたします。

日程第20 議案第26号

○議長（中山五雄君）

日程第20. 議案審議。

議案第26号 平成26年度上峰町土地取得特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第26号の質疑を終結いたします。

日程第21 議案第27号

○議長（中山五雄君）

日程第21. 議案審議。

議案第27号 平成26年度上峰町農業集落排水特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（碓 勝征君）

一般管理費の13の委託料、農集排の処理施設の維持管理の委託料120,000千円上がっておりますけれども、7処理区の分ということでございますけれども、この委託料の推移といたしますか、維持管理の流れ、これは上昇と言えませんが、前年に比べてこの委託料の経費というのが比較をしてどんな状況ですかね。

○振興課長（江崎文男君）

農業集落排水施設の管理委託料ですけれど、ここにあります委託料につきましては、3年前に一括方式の契約をしております。これはもともと農集排の場合は7処理区ありまして、1処理区ごとに契約締結をしておったわけでございます。そうすることによって管理費もですが、特に汚泥の引き抜き量が年々人口増加、つなぎ込みの増加によってふえてきておったことによります全体的な管理委託料の増ということになっておりました。そういうことをコスト縮減的に、7処理区同時に一括方式により契約することによって、そのコストを下げようということで、3年前に管理会社と協議をしながら決めたものでございます。そういうことで、3年前からの契約のこの3年間は同じ契約金額でいっていますので、上昇することはないです。

ただ、3年目、4年目に26年度が入りますので、3年ごとの見直しということで、今回見直し時期になっております。そういう中で、昨年度の委託料に対しまして今年度120,000千円ということで予算的には上昇をしておりますけれども、この上昇の中身につきましては、機能強化の中継ポンプ等の増、それと先ほどから質問があります消費税関係の3%のアップ、それと電気料の昨年からの上昇等を見たところで、今回この120,000千円という予算をつけているところでございます。ただ、この予算が通りましたら3月末までに管理会社と

の協議をして契約という運びになってきます。そうしましたら今後3年間はこの契約、今年度4月1日でする契約金額で3年間いくものでございます。

ただ、坊所処理場の機能強化事業を行っておりますので、機能強化事業に伴う増設分の管理は今回はまだ入っておりません。それが来年度、27年度でもし供用開始をすれば、その時点でまた見直しが出てくる可能性はございますけれども、今のところ、今回の予算、そして、契約の金額が決まれば3年間はその契約でいくというような形になります。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

3年前までは各7つの処理区それぞれに維持管理をしていたということであるようでございます。いずれにいたしましても、下水につきましては、この維持管理は非常にお金がかかるような状況下にあるようでございますけれども、もちろん今おっしゃったように、坊所処理区の機能強化の経緯の中で増額の傾向あるかと思っておりますけれども、管理会社との折衝をしっかりとやってもらって、なるだけ節減できるような方向で、ぜひお願いしたいと思っております。

○議長（中山五雄君）

ほかにありませんか。

○8番（大川隆城君）

今現在、坊所処理区が機能強化事業ということで工事がなされておりますが、これが不慮の事故といいますか事由によって事故繰越というふうな形で工期、工程表等々を見れば、平成26年6月10日までが工期ということでお示しをされておりますが、仮にもし6月10日までに工事完了ができなかったとした場合にどうなるものか、ちょっとお尋ねをしたいと思っております。

○振興課長（江崎文男君）

今、機能強化事業につきましては、議員の皆様方には事故繰越ということでいろいろと御心配をかけているところでございます。先般、予算特別委員会の中にもそのような御質問がございまして、県のほうに出向いて、まず、この事故繰越を間違いなく県のほうから国のほうへの申請ということで、国が承諾してもらおうよということ、先般、予算特別委員会が終わった後、副町長と一緒に県のほうに再度要請、お願いということに行っております。そういう中で、先般、県のほうから通知が来まして、正式な通知じゃなかったんですけども、通知が来まして、今回の事故繰越につきましては、国のほうも承認される見込みという情報が入ってきております。そこにおいて、先ほど議員質問の6月10日という今回は工期の変更に移っていくんですけども、この6月10日を過ぎて、なおかつもし工事が幾らか余るということになりますと、その分につきましては国のほうへの不用額ということで、そのし切らなかった分については返還という形になると思っております。

ただ、6月10日ということで、もうこれ以上の工期の変更ができませんので、絶対的に6

月10日で終わらせるというような覚悟をしておりますので、それは現場と私たちと管理をしている土改連が一体になって6月10日を完了ということでしていきます。

○8番（大川隆城君）

もちろんそうでしょう。やはり終わらなくちゃならないという前提があるわけですね。ただしかし、あんまし思いたくないんですけども、もし万が一10日の時点で終わらなかったときは今言う補助金返還だけで済むものか、そうすると工事がまだ終わっていないとしたときにどういうふうな形になっていくものか、その辺をちょっとお聞きしたいと思いますが。

○振興課長（江崎文男君）

国に対しては、先ほど申し上げました、できなかった分のまず補助金返還と、それと、町とあとは請負者との関係になりますと、これにつきましては、契約的に約款にもありますとおり、幾らかのやっぱりペナルティー的なものを業者には課していかなければならないと思っていますところでは。

○8番（大川隆城君）

本当に不慮の出来事があつて事故繰越というふうなことになる。国のほうも大体認めていただく方向だということでもありますから、もう6月10日までに本当にきちんと終わること、完成することを願っておりますので、その辺はまた折に触れて指導をきちんとやってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかありませんか。

○7番（吉富 隆君）

今、大川議員さんの関連でございますが、2カ月以上の工期延長がなされるようでございますが、うちの町の出納閉鎖までにとこの話も僕は思っておりましたが、出納閉鎖はいつまでですか、ちょっとお尋ねをしたい。

○振興課長（江崎文男君）

今年度の出納閉鎖は、あくまでも5月末まででございます。ただ、今回の繰り越ししたものにつきましては、要はその6月10日の設定の根拠なんですけれども、うちと県との話の中では実際延びた日にち、要するにこの前説明をいたしましたけれども、土工、掘削のときに湧水が生じたためにおくれましたと。そのおくれた期間が何十日かあります。基本的にはその何十日かおくれた期間をそのまま工期の延長という形で考えていたんですけれども、先ほど大川議員さんも言われたとおり、何らかの不慮の事故があるかもしれないということで、県と町はもう少し工期を延ばしたいというような、天候にもよるんですけれども、延ばしたいという意向だったんですけれども、国のほうからはあくまでもその原因によって延びた日にちしか認められないということで、今回、6月10日という日にちが決まったわけでござい

ます。そういう中で、6月10日の分についてはもう変えられませんので、要は今年度の出納閉鎖は5月31日ですけれども、これは繰り越しましたので、あくまでも26年度の流れの中で工期をまず6月10日で検査をして業者への支払いというような形になっていくと思います。

○7番（吉富 隆君）

本当に私の勘違いであったかわかりませんが、事故繰越というものは出納閉鎖までというのが基本であろうと僕は思っていました。非常に御努力のおかげ、この6月10日までの工期延長がなされたことについてはいいことだなと思っております。大川議員さん言われるように、もしこの6月10日を切ったときにはペナルティーをかけるとか、残りの金を国に返還するというような問題ではないと思っています。と申し上げますのが、上屋についての予算計上ももう議決をしておりますもんね。あとは委員長報告だけなんですよ。そこにしわ寄せが来る、そういうこともよくよくお考えをいただいて、6月10日までにぜひ工事完了をしていただくようにね、行政のほうからも御指導していただかないと、これは大きな問題になりかねないというふうに思っております。ぜひともそういったことで御努力を、お願いを強く要望しておきたいというふうに思います。

○議長（中山五雄君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第27号の質疑を終結いたします。

日程第22 議案第28号

○議長（中山五雄君）

日程第22. 議案審議。

議案第28号 三神地区環境事務組合規約の変更に係る協議について。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第28号の質疑を終結いたします。

日程第23 議案第29号

○議長（中山五雄君）

日程第23. 議案審議。

議案第29号 訴えの提起について。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

まず、最初にお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

訴えの提起ということで、相手方は佐賀県神埼郡在住の女性ということでわかっております。もう名前もわかっておりますが、控えさせていただきたいなと思っております。

訴える側、要するに、弁護士安永宏さんを代理人ということで明記をされております。行政の中でどこの所管に当たるのかということ、まずお尋ねをしたい。

○町長（武廣勇平君）

これは行政長という名前でお訴えをする以上、私が責任を持って対応していく必要があると思っております。

○7番（吉富 隆君）

所管的には行政の長だということのようでございます。私は教育委員会かなというふうに思っておりました。それは理解をいたしました。

それでは、訴えになる経緯、行政側に不備はなかったのかどうかをまずお尋ねをしたい。

○町長（武廣勇平君）

この件は、平成20年、私就任前ではございますが、トライアル店舗建設に伴う工事、調査委託等、契約を行っております、この地権者、そして仲介業者さんに費用をいただく前にこうした作業を始めてしまっていることから問題となってきているわけではございますが、税金とは違いまして滞納という形で催告、督促等を行うことができない民法上の契約でございまして、民法上の大原則、信義則に反すると顧問弁護士からもそういう意見をいただいております。債権保全のためには裁判を起す必要があるということで、この3年間、督促、催告等を行ってまいりましたけれども、一向に支払いが行われぬ以上、きちっとした対応を行政としてしていかなければいけないというふうな判断に至ったところでございます。

○7番（吉富 隆君）

行政側には不備はなかったというふうに判断をしてよろしいんですかね。（「議長」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってくださいね。地権者からお金をいただくんですよね、地権者からね。そうしますと、その流れの中で、なぜここまで来るまで取れなかったのかというのは行政の不備があったんじゃないかというふうに考えます。訴えを起す前にね、再三この質問もさせていただきまして厳しく追及をした経緯もございました。しかし、努力はされたということは私も理解しております。工事の段階でとめることもできたであろうというふうに思います。そこに行政の不備があったんじゃないかと僕は思います。

訴えをするのに問題はございませんよ。して結構だと思います。そうしますと、ただ単に訴えをする。行政の不備はなかった。僕はあったと思っています。これはできたと思います。これ地権者が取るんですから、地権者が払わなきゃならなくなっているはずなんです。努力は3年間も4年間もされたということは理解しています。大変、原田課長も苦勞をされたということもわかっております。それにはいろいろな経緯もあった。まだ定かじゃございませんが程度覚えています。ただ単に費用をかけて裁判をすることはやぶさかじゃないけ

れども、その前に対応が行政としておこなっているんじゃないかと、これは工事の段階でできたと僕は思っております。その辺は行政の方のお考えはどうでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

先ほど申しましたように、平成20年から契約が始まりまして、工事、一時ですね、発掘調査作業を中断したのが、平成20年9月25日でございます。その後、私就任しまして、平成21年4月1日と平成22年3月31日、2度変更はしましたものの新たに契約を締結しております。その未収金分をしっかりと支払っていただくように期限を決めて契約をさせていただきました。この時点の契約を信義則に反する、こういう契約違反が起きておりますので、今回はお訴えをさせていただくというような流れでございます。

○7番（吉富 隆君）

その金が入ってこないの、そういった契約をされたという報告も承知しております。その前の段階でできたはずだと僕は思っています。それは町長は就任前の話で町長にいろいろ言う気もございませんが、やはりしっかりと行政のあり方というのが問われるんじゃないかと思えます。私はそういうふうに考えております。それはそれとして、これは議論をする余地があるなと思えます、そこら辺については。今後の問題もありますので、やっぱりきちとした形を今後やっていかないと、こういう問題が起きかねない。恐らく売買のときにはこういった発掘のお金問題については上乗せして売ってあるんですよ。いろいろの問題がございました。しかし、1,500千円という未納額がございます。取れないからそういう、今町長御説明あったように誓約書を入れかえているんですよ。それは裁判のときに非常に有効になるであろうと思いますが、行政の不備は認めなくて裁判をすると、それはいかななものかなと僕は思っています。今さらそれを追及してもどうかなという感じもしますが。

そうしますと、先にこの問題は進ませていただきますが、この裁判費用については、代理人の弁護士さんの費用ということで予算計上が300千円ほどされております。その予算特別委員会の中で僕は裁判することはやぶさかじゃないと思っていましたので、300千円で足りないんじゃないかと、もっと予算を計上しとった方がいいんじゃないですかという質問をさせていただきました。僕はこのように答弁が返ってくると予測していましたね。後にどれだけかかるかわからないので、後は補正でという答弁だと、こう思っていました。ところが答弁内容が、行政に迷惑をかけるから、どうせ取れんすもんねという答弁であったんですよ。そんなことが予算特別委員会の中で答弁ができるんですか。全協の中でもきちとして町長さん、また、教育長さんからも説明を受けた中で、そのとおりの提案になっている。これは大きな問題でしょう、何ちゅう答弁ですか。これは大きな問題ですよ。そういう行政の不備があるにもかかわらず、あとの対策というのは議会に対して何もない。僕は議会軽視も甚だしい、そう思います。

そんな裁判をやるということで全協も開いて説明を受けて予算計上もして、これじゃ足ら

ないからもっとしとった方がいいんじゃないですかと質問したら、いや、行政に迷惑がかかる、どうせ取れんもんねと。そいぎ取れんとわかっって何ですっですか、裁判を。裁判費用は相手持ちということで提案されていますよ。やっぱり弁護士さんをお願いするからには、内容にもよると思うんですが、最小限度300千円取ります。ちょっと内容が込み入ると500千円手付金取りますから。で、成功報酬なんです。それはわかっていることでしょう。

何ですか、教育長頭を下げよるが、あなたが答弁したんですよ、議会軽視どころじゃないですよ、これは。議会にうそついているんですよ、そういうことになれば。議会の皆さんは前向きに予算を議決してあります。どういうことですか、できるの、これ。何が提案ね、29号は。町長がやろうとしている、教育長は町長の足引っ張りよっじゃないね、そういう発言するなら。どがん解決しゅうと思うですか、教育長これは。まずあなたのお考えを聞こうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

予算特別委員会の席上で、私、吉富議員からの質問に対して、その発言、質問の趣旨をしっかりと受けとめず自分なりの思いで言ったこと、そして、先に走ってしまったことについては深くおわびしたいと思いますが、そのときの私の受けとめ方につきましては、たしかこれ以上のときは裁判費用がかかると思うというような言葉ではなかったかと思いましたので、そのとき、これ以上のときに裁判費用がかかるというたら次の裁判も視野に入れておかなければいけないというふうなのを先走ってしまいまして、大変失礼なことを、まだ議員さんが質問されている趣旨を取り違えて先のことを言ってしまうと、それはもう議員さんのせつかくの御厚意のところを、気持ちを荒らげさせてしまって申しわけなく思っております。

教育委員会、私といたしましても必ずこの民事は勝ち取って上峰町のためにしっかりと頑張っていくつもりで弁護士さんとも話をできておりました。そのときに委員会では議員さんの質問の趣旨を私が取り違えてしまったということでございますので、御了承いただきたいと思っております。申しわけありません。

○7番（吉富 隆君）

声高く委員会のとき言った覚えはございません。よかれと思って300千円計上しているのに、これじゃ足りないじゃないですかと。取り違えて済む問題ですか、委員会も本議会と一緒になんです。何を勘違いしよんね、そんな言いわけが通るわけじゃないじゃないですか。この議案書を見てみらんですか、これ上告もするようになっているよ、費用かかるてもうはっきりわかっているんじゃないですか。これはあんた、許される問題じゃないやないですか、これは。議会軽視どころじゃない、これはね。もっともっとね、もうほかの案件についてもくらくらくら教育長は変えてきた。くらくら変えるということはね、説明すれば議員の皆さんも納得されると思うけれども、質問されてこうですよということが再三この議会でもあった。議会に対してうそをついたことになるんですよ、これはとり方だと思ってくれる。僕は委員会のときは声高く言っていないよ。よかれと思うて300千円以上の計上したらいか

がですかという話ですから、いや、僕の意見に取り違い、勘違いしたと済む問題じゃないでしょうもん、言いわけもほどほどにしてもらわんと。取れないとあなたはつきり言っているんだから、取れないものを金かけてする必要ないじゃないですか。取れないはつきり言っているんよ。だから僕は、はらかいたわけ、そこで。議員の皆さん、みんな知ってあると思う。そんなことをいとも簡単に勘違いでした、申しわけございませんでしたと、そんなことが本議会で通ると思っているの。委員会だって本議会と一緒になんですよ。それだけの効力はあるということですよ、予算特別委員会というものは。これは納得できない、これは誰が何と言っても納得できない。取れないものを金かけてする必要ないと僕は思う。

行政のミスというのはここに出てきているんじゃないですか。行政の失態ですよ。議会被軽視するのも甚だしい、これは。これは許しがたいですよ、はつきり申し上げて。誰でも、議員の皆さんも支持者がおって町民の代表なんですよ。議会と行政の置かれている立場は全然違うんですよ。それぐらいはもうわかっているはず。

議長、私ばかり意見を述べておりますが、ほかの議員さんも意見がこの問題についてはあろうかと思うので、一時ちょっと私は休憩をさせていただいて、ほかの議員さんの御意見も拝聴されたいかと思っております。

○町長（武廣勇平君）

この間の経緯で、先ほど教育長が意味をたがえて答えを申し上げたということで、私、議事録を今手元に持っております。吉富議員が「この300千円の委託料というのはこれ以上になるときは裁判費用がかかると思うたいね」と、「そのときに補正が何かまた上がってくると理解しとっておけばよかと思ってといてよいか」というお尋ねがあり、教育長のほうから、「今議員さんから言われましたことも私どもも当然考えているところです。弁護士さんに相談いたしまして、その相手方の財産がほとんどなくて差し押さえに行くにはちょっと費用が逆に町に負担をふやすんじゃないか」と、「取れない可能性がかなり強いので、そういうものも含めまして契約のときに考えていきましょうということをお願いいたしました」とお答えをされております。ここの表現だと思います。

ここは議員のほうから、新たな補正等の裁判費用、費用に関する補正が必要なのではないかと尋ねに対して、新たな費用は町に負担をふやすという懸念もあるという趣旨と、また、仮にその弁護士さんが言われたように、相手の方の財産がなくて、差し押さえに行く財産がない場合にその費用を取れない可能性がかなり強いということを申されております。

その後のやりとりを見ますと、議員はこの訴えの中身、契約金2,000千円ぐらいだと思いますけれども、この契約額全額を回収できないんじゃないかというような考え方で教育長に質疑を行っておられますし、教育長は、この費用負担分を新たにそういう差し押さえといいますか、相手方の財産が仮にないということが判明した場合に費用の分が取れないんじゃないかということで、ここが平行しているのではなかろうかというふうに思っております。

私どもは顧問弁護士に相談した上で、これは猶予期間3年待ったわけではありますが、時効の進行をストップさせる必要がある。民法上、5年の期間を迎えますと時効が成立してしまうということで待たなしで考えておりますし、弁護士、我々の顧問弁護士からすれば、この裁判は確実に勝てるというようなことでございますので、契約金額の債務名義をこの時点、裁判を勝つことで取得していく必要があるというふうに考えております。

そういうふうに理解していただければと思っておりますが、このやりとりの中で誤解を生んだことは本当に訂正を申し上げ、申しわけなく思っておりますが、負けるとわかっていて裁判をしているわけではないということでございますので、どうぞ御了解いただければと思います。（「よかですか」と呼ぶ者あり）

○7番（吉富 隆君）

議事録というのは、委員会の議事録を出したの。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしということで、暫時休憩いたします。休憩。

午前10時46分 休憩

午後1時1分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして議案審議を再開いたします。

議案の29号の訴えの提起についてということから始めたいと思います。

その前に、矢動丸教育長からお願いします。

○教育長（矢動丸壽之君）

登壇の機会を与えていただきまして、心より議員の皆様、本当に御礼を申し上げます。

先般の予算特別委員会における私個人の発言を確認したく、議会議長様、予算特別委員長様にお許しを受けることもなく議会事務局にお願いし、確認をさせていただきましたこと、申しわけなく思います。やってはならないことでもございました。町議会に対しまして軽率な行動をとり、議会の皆様、そして何よりも議長様、予算特別委員長様初め全議員の皆様方に心より謝罪申し上げます。また、議会事務局長を初め、職員の皆様におかけしました御迷惑を深く反省いたします。

本日は、貴重な時間を費やさされましたことをあわせておわび申し上げます。議会の皆様方からお許しをいただきましたなら、今後は自分の言動、行動に責任を持って対処していくこととお誓い申し上げます。

本当に申しわけなく思います。

○議会事務局長（鶴田良弘君）

先ほど教育長さんが述べられましたけれども、私のほうからも深くおわびいたしたいと思
います。

せんだっての予算特別委員会の録音データを委員長、副委員長、そして、議長の許可なく
渡しましたことを深くおわびいたしまして、今後このようなことがないよう肝に銘じて注意
して業務に邁進してまいりたいと思っております。

本当に申しわけございませんでした。おわびいたします。

○町長（武廣勇平君）

発言の機会をいただきました議長に感謝申し上げます。

今回の教育長がとりました行動、言動により、議会の皆様に対して多大なる御迷惑をおか
けいたしました。教育長に対しては猛省を促すとともに責任ある行動、言動をとるよう今後
とも厳しく指導してまいります。

○議長（中山五雄君）

一言私から、町長を初め、矢動丸教育長さん、それから鶴田事務局長、今後はいろんな調
査をするにしても順序を踏んでやっていただきたいと思えますから、今後ともひとつ十分に
注意をして行動には責任を持ってやっていただきたいなと思えます。よろしく願いしてお
きます。

それでは、29号について質疑のある方。

○7番（吉富 隆君）

大変貴重な時間を延々と質問させていただきました。しかしながら、本当に申しわけござ
いませんでしたということで済まされる問題であろうかと僕は思っております。途中で皆さ
ん御案内のように、ほかの議員さんにもという質問をさせていただきました。もうそこで落
としどころかなというふうに僕は思っていましたけれども、議事録という名前が出てきた以
上はそういうわけにはいかない。事務局に来て、教育長という立場の人間が、僕が何を発言
したかわからないけん教えろと、とんでもない話ですよ。これは越権行為に当たるのではな
いかなというふうに僕は感じております。こういうことがあって許されるべきものかなと。

冒頭僕が申しましたとおり、行政側に不備はなかったのかという質問をしたところ、不備
はないような発言であった。行政に不備だらけじゃないですか。それで済みませんでした。
そんなことが本議会で通ると思っとるの。できないでしょうもん。ほかの議員さんはどうお
考えかわかりませんが、この問題につきましては、やっぱり責任追及を僕はしたい。謝って
済むなら誰でん頭下ぐっですよ。

これだけの問題じゃないですよ、教育長に言っているのは、僕は。何回も言うようだけど、
もう一回言うときましようか。給食センターの建設、暴走じゃないですか。そうでしょう。

町民の皆さんは、給食センターは新しくつくるんでしょうと、そういう認識ですよ。じゃ、議会には何のこともないじゃないですか。じゃ、議会だましよっとね。それを越権行為に当たりゃしないかなと僕は思っている。議会軽視じゃないのよ、飛び越えている。いつまでも僕もぐじぐじ言う気持ちはないんですけども、やはりこの議案審議というものは行政が提案されたことに対して議会からの意見が言えるわけですから、議会がつくった提案じゃないんですよ、執行部でできているんですよ。この裁判、訴えをするということに僕は反対しているんじゃないですよ。やってくださいと。しかし、取れるか取れんかわからんとかいう発言もいい言葉じゃないですよ。

議員の皆さん、この300千円の予算についてはみんな理解してある。これ、議決しているんですよ。あと委員長さんの報告のみなんですけどね。これは、やっぱり行政の不備としか言いようがない。幾つも重なってきている。この29号議案だけじゃないですよ。けさも僕は町長さんにはお願いもしておりました。やはり行政運営についてはきちっとした形でしてくださいよというお願いをしておりました。そうしないと上峰町の発展はあり得ない。教育もおくれますよ、こんなことじゃ。僕はそう思います。だから、責任のとり方はいろいろあると思うけれども、何らかの形のお示しいただかないとできないと僕は思っております。

議長さん、ほかの議員さんがどう思いかわかりませんので、ほかの議員さんの意向もお尋ねをしていただきたいなというふうに思います。

○議長（中山五雄君）

先ほど吉富議員のほうから、ほかの議員さんからも意見を聞いてくださいということでしたが、ほかの人たちはどういうふうに考えを持っておられますかね。

○4番（碓 勝征君）

私は、この訴えの提起について、もちろん未払いの委託料についての滞りに対する裁判問題というふうに思います。

もう1つ、このことにつきましては、いわゆる時効が成立する形式があるようでございますので、時効を中断するための一つの手続ということに絡んでおるということで思います。そこら付近はどんなでしょうかね。

○町長（武廣勇平君）

おっしゃるとおりでございます。民法上の契約で時効の進行をストップさせる必要があるということで、現在3年が経過しているということでございます。裁判上の請求行為で時効の中断を図るということを目的に今回行わせていただく意味もでございます。今後、払わないで済むという事例を残してはいけないと。これは税金とは違い、事業収入として不当な利益を得られているという意味では町民の皆様を示しがつかない事案だというふうに思うがゆえに、こうした提案をさせていただいているところでございます。

○4番（碓 勝征君）

いずれにいたしましても、1,500千円という金子が滞っておるということでありますので、私もそういう時効中断の手續の一つの手段かなというふうに理解をしておりますし、このことについては、手續上いろいろ同僚のほうからも御意見があるようでございますけれども、この訴えの提起については、速やかにやってもらいたいということを申し上げたいと思います。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑のある方。

○6番（岡 光廣君）

議案第29号 訴えの提起についてと、このことについては当然していただいてほしいということをまず言っておきます。

それで、行政の不備がなかったかという中において、当然そういうふうな、要するに一部不備はもちろんあったというふうに私は思っているわけですが、そういうことで、今回の訴えの提起のほうに結びついてきているということでもありますので、私は要するに委託料を取らずに許可をしたというふうなことがやはりずっと今回の流れに、こういうふうなことに結びついてきておりますので、そこで今後、要するに取り組んでいただくことは、やはりその当時、過ぎてしまったことですが、なぜ許可しなければならなかったかというふうな問題も疑問として残っているわけがございます。そういうことで、再度やはり担当の方も、今後、改めてこういうふうな問題が起きないためにはどのようなことを取り組んでいくというふうなことを明確にまず言ってほしいというのが私の気持ちでありますので、その点よろしくをお願いします。

○文化課長（原田大介君）

私のほうからお答えといえますか、させていただきたいと思います。

当時は事業としましては単年度事業ということで、年度ごとに契約をさせていただいたという経緯がございます。それで、初年度は現場の作業だけ、次年度に整理作業という形で契約をさせていただいたという経緯があるのが一番大きな原因かと考えます。

今後につきましては、こういったことはちょっと再発防止といえますか、ということで考えておりますのは、現場、それから、整理作業費まで含めたところで契約をして、お金をいただいた後でなければ事業に着手しないという態度で臨みたいと思っております。

これにつきましては、教育委員会のほうで内規あたりでもちょっと整備して、今後はマニュアル等を整備して事に当たっていきたいと考えております。

以上です。

○6番（岡 光廣君）

今、文化課長が答弁されましたとおりに、そのことを十分、今後そのとおりの処理を進めていっていただきたいということを強く要望しておきます。

以上で終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

本当に同僚議員も申されるように、29号の訴えについては僕も賛成をしているわけですよ、やっってくださいということは当初から申し上げてきております。

しかし、ここまで来るに当たっての経緯、これに大きな疑問を持っております。この疑問には誰もお答えはしておられないんですよ。そうでしょう。行政側に不備だらけじゃないね、事務局にテープを貸せとか見せろとか聞かせろとか、とんでもないことでしょうもん、そういう行為を僕は言っているわけですから。29号自体にできないよというふうなことは申し上げておりません。それは議会軽視よりも越権に当たるのではないかと、法的な問題はまだ勉強しておりませんけれども、そういう重大な問題ですよと、こう申し上げているんです。同僚議員は異議なしとか、こういう声も聞きましたけれども、もうちょっと議会の立場から真剣に取り組むべきであろうと僕は思います。

ただただね、議長が配慮をして謝罪の時間を与えられたことには非常にいいことだなとは思いますが、その問題に謝罪する文言がなかった。だから、言わざるを得ない。今、文化課長が言うたとおりに、今後については理解をしておりますよ。もうそのとおりにやっていただきたい。単独契約であったからこういう問題が起きた。これも行政の不備なんですよ。そういうことが重なってきているわけ。町長は町長なりにしっかりとフォローもされているようですけれども、一番悪かとは教育長、あなたですよ。ほかに誰かおっですか。あなたのおかげにみんな飛び火をして責任を感じているわけですから。あなたの業務にも差し支えるんじゃないの、今後。それで上峰町の教育がきちっとできるかな、そこまで僕は疑問を持つんですよ、こんなやり方していたら。その辺どう教育長考えですか、あなたの見解を知りたい。

○教育長（矢動丸壽之君）

自分の軽率な行動については、十分猛省をいたしております。本当にやってはいけないなかったことであるということ。今後はしっかりといろいろと相談をしながら、そして、自分は間違いがないということで、着実に職務を遂行させていただきたいというふうに思っております。

本当に心から今、反省をしているところでございます。申しわけありませんでした。

○7番（吉富 隆君）

今、僕が申し上げたとおり、冒頭から申し上げてきております、責任追及やりますよと。済みません誰でも頭下げきつとですよ。頭下げたぐらいでは信頼に乏しい。いつまでもぐじぐじ言う気はございませんが、責任のとり方については、今後よくよく考えをしていただいて、こういう責任をとらせていただきますということを議長までに報告をしてください。

そうしないと6月議会で尾を引きますから、早くこういう問題は短時間で打ち切りたい。よかですか、そういうお約束をされるならば私の質問は終わりたいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

しっかりと自分を見詰め直して考えてまいります。

○7番（吉富 隆君）

僕は責任問題をよく考えるということで理解してよろしいですか。（「そういうものも含めて考えてまいります」と呼ぶ者あり）ぜひともそういうふうなことで考えていただきたいし、議会の立場というともよくよく理解をしていただきたい。あなたを憎んで言っているわけでも決してないわけですが、教育長として学校、小学校、中学校まで含めたところの教育の場のトップにおられるので、やっぱりきちっとして教育に従事をしていただくようにね。そうするには、あなたの部下は何人もいるわけじゃないですか、よくよく協議をしてくださいよ。いろいろなうわさは聞きますけれども、ここでは申し上げませんので、そういったことできちっとした形をとっていただく、早急にそういった形をとっていただくことをお約束されましたので、私のこの29号については、ぜひとも裁判沙汰になってきちっとした形をとっていただきたいと思います。費用はかかってもいいんじゃないかと思います。そうしないとね、今後いろいろな問題等々、町長もやりづらいただろうと思うし、29号は僕は冒頭から言うようにしてくださいというお願い事ですから、今後については、行政の不備のないような形を、各部署からでもやっぱり町長の足を引っ張るようなことになりかねませんので、そういうことも含めたところでよくよく部下とも相談し、業務を遂行していただきたいということを強く、強く要望して、私は質問を終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、私から一言注意をしたいと思います。

今後は十分に注意をされ、順序を踏み、責任を持った発言をしていただきたいと、そのように思います。よろしく願いしておきます。

ほかに質疑がないようですので、議案第29号の質疑を終結いたします。

日程第24 議案第30号

○議長（中山五雄君）

日程第24. 議案審議。

議案第30号 上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第30号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合によって3月13日は休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、3月13日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。散会。

午後 1 時25分 散会